

会 議 記 録

会議名称	第 1 1 回 杉 並 区 環 境 清 掃 審 議 会	
日 時	平成 1 8 年 3 月 2 3 日 (木) 午後 2 時 0 2 分～午後 4 時 3 2 分	
場 所	区役所 中棟 5 階 第 3 委員会室	
出席者	委員名	丸田会長、萩原委員、山崎委員、島田委員、岸委員、柳澤委員、井口委員、岩島委員、芳村委員、井上委員、小池委員、花形委員、田澤委員、奥委員、尾崎委員、境原委員、秋田委員、山名委員、山室委員 (1 9 名)
	区 側	環境清掃部長、環境課長、清掃管理課長、環境清掃部副参事、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、都市計画課長、緑化担当課長、建築課長、調整担当課長
傍聴者数	2 名	
配付資料等	事 前	第 1 0 回 審 議 会 会 議 録 (案) 杉並区地域省エネ行動計画 (素案) の策定について 雨水貯留槽の設置費助成事業の実施について アスベスト使用建築物解体等工事の規制強化と事務移譲について 「すぎなみの注目動植物～レッドデータブックの実現にむけて～」の発行について 平成 1 7 年 度 杉 並 中 継 所 搬 入 ご み 組 成 調 査 に つ い て 平成 1 8 年 4 月 から 各 区 へ 移 行 さ れ る 事 務 等 に つ い て 廃棄物処理手数料改定に伴う関係団体への説明について 一定規模以上の開発事業等の報告 (緑化計画) に つ い て 「都市のみどりを守る」フォーラムの開催と東京みどりの研究会の動向について みどりの条例の改正と区民意見提出手続きの結果について
	当 日	東京外かく環状道路 (外環) に つ い て 杉並中継所周辺住民の健康状況について 杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書について 「みどりとひと」

第11回環境審議会

- (1) 会長あいさつ
- (2) 第10回会議録(案)の確認
- (3) 議 題
 - ①杉並区の地域省エネ行動計画(素案)の策定について
 - ②雨水貯留槽の設置費助成事業の実施について
 - ③アスベスト使用建築物解体等工事の規制強化と事務移譲について
 - ④「すぎなみの注目動植物～レッドデータブックの実現にむけて～」の発行について
 - ⑤平成17年度杉並中継所搬入ごみ組成調査について
 - ⑥平成18年4月から各区へ移行される事務等について
 - ⑦廃棄物処理手数料改定に伴う関係団体への説明について
 - ⑧一定規模以上の開発事業等の報告(緑化計画)について
 - ⑨「都市のみどりを守る」フォーラムの開催と東京みどりの研究会の動向について
 - ⑩みどりの条例の改正と区民意見提出手続きの結果について
 - ⑪東京外かく環状道路(外環)について
- (4) その他
- (5) 次回の日程

<p style="text-align: center;"> 主要な発言 および 会議の内容 </p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第10回審議会会議録の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・確認 2 杉並区の地域省エネ行動計画（素案）の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・区のエネルギー消費とCO2排出の状況について、実際に杉並区の場合と全国のエネルギー消費構造と内容に対して大幅な差があり、十分読み取ることができない。杉並と同じような環境下にある、例えば東京23区の状況がどうなのかをひとつ対象としたらどうか。 ・杉並の小さな財政の中で働きかけをするよりも、環境省の幾つかの、例えば「我が家の環境大臣」とか、地球温暖化の特別な施設をつくったりしているの、そういったものをもっと活用したらよいのではないか。 3 雨水貯留槽の設置費助成事業の実施について <ul style="list-style-type: none"> ・水害対策に絞って言えば、区の役割というのは雨水の流出抑制で、量で言えば約10%ということになっていると思うのだが、公園とか学校などの広い施設、公共施設で雨水流出抑制ではどのくらい責任を持つのか。 4 アスベスト使用建築物解体等工事の規制強化と事務移譲について <ul style="list-style-type: none"> ・説明をうけた。 5 「すぎなみの注目動植物～レッドデータブックの実現にむけて～」の発行について <ul style="list-style-type: none"> ・説明をうけた。 6 平成17年度杉並中継所搬入ごみ組成調査について <ul style="list-style-type: none"> ・ガラスの中のリターナブルびん以外のびん、これが資源物という解釈をしていいのかどうか。 7 平成18年4月から各区へ移行される事務等について <ul style="list-style-type: none"> ・説明をうけた。 8 廃棄物処理手数料改定に伴う関係団体への説明について <ul style="list-style-type: none"> ・サーマルリサイクルについて、杉並区では希望するしないは、どこでどのような形で話し合われて決まっていくのか。また、望ましい区というのがどこでどのような基準で決められるのか。望まないのに割る振られるという心配もあるのではないか。 9 一定規模以上の開発事業等の報告（緑化計画）について <ul style="list-style-type: none"> ・説明をうけた。 10 「都市のみどりを守る」フォーラムの開催と東京みどりの研究会の動向について <ul style="list-style-type: none"> ・説明をうけた。 11 みどりの条例の改正と区民意見提出手続きの結果について <ul style="list-style-type: none"> ・みどりと共存するという事は、落ち葉も受容するという事である。それがこの中に入っているかどうか、そういうものは非常に必要なことで、行政だけが言っていくのではなく、いろんなところであわせて呼びかけていくことも大切だと思う。 12 東京外かく環状道路（外環）について <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント自体がきちんとした地下の図面を出していないので、有効性が疑わしいというところから問題にしているということはよくご理解いただき、検討いただきたい。 13 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・資料を配布。 14 次回の日程 <ul style="list-style-type: none"> ・次回日程は、5月22日（月）午前10時から
--	--

第 1 1 回環境清掃審議会発言要旨 平成 1 8 年 3 月 2 3 日 (木)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>定刻となりましたので、これから環境清掃審議会を始めさせていただきたいと存じます。本当に年度末の何かとせわしい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私は、事務局を務めます環境課長の皆川でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>環境清掃審議会に先立ちまして、本日の委員の出席状況のご報告と資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日欠席のご連絡をいただいているのが安田委員、栗山委員、松原委員の 3 名となっております。定足数は過半数になってございますので、本日の会議は有効に成立するものでございます。</p> <p>なお、事務局でございますけれども、環境清掃部長が今経営会議でちょっと席を外してございますので、後ほど遅れてこちらに参る予定でございます。</p> <p>次に、資料の確認でございます。まず、事前にお送りしたものを読み上げさせていただきます。</p> <p>11 点ございまして、最初に、「第 10 回審議会会議録 (案)」、2 点目が「杉並区地域省エネ行動計画 (素案) の策定について」、3 点目、「雨水貯留槽の設置費助成事業の実施について」、4 点目、「アスベスト使用建築物解体等工事の規制強化と事務移譲について」、5 点目、「『すぎなみの注目動植物～レッドデータブックの実現にむけて～』の発行について」、6 点目、「平成 17 年度杉並中継所搬入ごみ組成調査について」、7 点目、「平成 18 年 4 月から各区へ移行される事務等について」、8 点目、「廃棄物処理手数料改定に伴う関係団体への説明について」、9 点目、「一定規模以上の開発事業等の報告 (緑化計画) について」、これは 2 件でございます。10 点目、「『都市のみどりを守る』フォーラムの開催と東京みどりの研究会の動向について」、11 点目、「みどりの条例の改正と区民意見提出手続きの結果について」でございます。</p> <p>なお、席上配付させていただいたものが追加で何点かございます。1 つが「東京外かく環状道路 (外環) について」、2 点目が「杉並中継所周辺住民の健康状況について」、これは前回、副会長から要望のあったものでございます。3 点目が「杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書について」、それから「みどりひと」のパンフレットが 2 種類ございまして、ナンバー 134 と 135 になってございます。</p> <p>かなりボリュームがあるもので申しわけございませんけれども、そういった資料になりますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。もし資料等がない場合は、挙手いただければ事務局のほうでまたお配りさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、会長、開会のほうをよろしくお願申し上げます。</p> <p>どうも皆さん、こんにちは。よろしくお願いたします。</p> <p>司会者のほうからごあいさつがございましたけれども、年度末のお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。いつもと同じように、</p>
会長	

環境課長	<p>きょうもかなりの議題、報告が用意されているようでございますが、短時間で運営させたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。</p> <p>では、最初に「第10回会議録（案）の確認」ということになっておりますが、皆さん方からご意見等もちょうだいして、参考にさせていただいたと思いますが、いかがでございましょうか。お認め願えますでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。では、「（案）」を取らせていただきます。</p> <p>では、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>まず、「杉並区地域省エネ行動計画（素案）の策定について」、2番目が「雨水貯留槽の設置費用助成事業の実施について」、3番目が「アスベスト使用建築物解体等工事の規制強化と事務移譲について」、以上3点でございますが、環境課関連でございますので、あわせてご説明をお聞きして、それぞれについて審議をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、お手元の資料に基づきましてご説明申し上げます。</p> <p>まず、「杉並区の地域省エネ行動計画（素案）の策定について」でございます。これは、平成15年2月に杉並区の地域省エネビジョンを策定しまして、その中で指針がございまして、その指針を具体化するために、平成17年3月に区民、事業者、学識経験者等で構成します杉並区地域省エネルギー懇談会を設置しまして、コンサルも入りまして検討を進めてきました。その結果、2月14日付で素案ができて上がったので、ご報告するものでございます。</p> <p>まず1番目の位置づけでございますけれども、杉並区に環境基本計画がございまして、その課題別計画の中に地域省エネビジョンがございまして、その実行計画として定めるものでございまして、特に区民、事業者、行政が協力しながら、CO₂削減目標に向かって取り組んでいくものでございます。</p> <p>2番目のエネルギー消費量とCO₂排出量の状況、これは現況でございますけれども、ここにグラフをつけさせていただいております。グラフの中で「●」になっているところがエネルギー消費量になります。それから白抜きの「○」がCO₂の排出量になりまして、1990年を起点としまして、どういうふうに変動しているかという実態でございます。これを見ますと、2003年度のデータが一番最新なんですけれども、エネルギーも増加し、CO₂はかなり増加しているというグラフになってございます。目標は2010年度になりますので、それがどうなるかというところを示したものでございます。</p> <p>点線になってございますけれども、これは政府の京都議定書の目標達成計画がございまして、それを全部達成できたときという想定で、その場合には「●」のほうで、今、プラス9.1%になっています。1990年に比較しますと、2010年度でエネルギーはプラス9.1%、それから「○」のほうのCO₂ですけれども、これはプラス1.7%になると。それが国のほうの計画でございまして、杉並区のほうの計画はこの3番目に書いてございますけれども、2%の削減ということになってございますので、このプラス1.7%のところを、ここには記載してございませぬけれども、さらにマイナス2%まで持っていこうというのが杉</p>
------	---

並区の計画でございます。

この3番目のところはどんなイメージかということに記載してございますけれども、すべての家庭だとか事業所、店舗などにおいて、5.4%の省エネが行われた場合には達成できるという非常に厳しい数値目標にしてございます。この5.4%の省エネというのはどんなイメージかといいますと、例えば3つ挙げますと、暖房を20度に設定、冷房については28度に設定をする。お風呂については間を置かずに、お湯だきをしない。電気製品は、使わないときはコンセントをプラグから抜いて待機消費電力を少なくする。こういった3つをそれぞれのご家庭でやっていただきますと、大体このぐらいのことができるというイメージでございます。

4番目の行動計画の概要です。まず、基本的な考え方が「○」で書いてございますけれども、1つは協働で取り組むということでございます。もう1つが、家庭、仕事場、学校、交通といった生活場面ごとに作成したものでございます。それから、規制などの国や東京都が行う施策と十分に連携をとりながら、区として独自に行う施策をまとめたいというものでございます。

裏面でございます。行動計画全体のイメージがこの(2)番目でございますけれども、ここに五つ星がございまして、真ん中に「作戦1」としまして、「区民・事業者・行政の協働作戦」というのを真ん中に持ってきてございます。周りに家庭、仕事場、学校、交通、行政とそれぞれの省エネ作戦をつくるものでございます。

(3)番目に各作戦の概要でございますけれども、協働作戦については「皆でスクラム作戦」としまして、こういった各主体の行動を有機的に結びつけようというものでございます。

②番目の家庭ですけれども、これは「小さな工夫で大きな省エネ作戦」ということで、冊子になっているほうの9ページをお開きいただきたいと存じます。ここで、家庭の場合はどういったことをやったらいいかというものを一覧表にしてございまして、こういったことをやると、年にどのぐらい削減できるというものを1つの目安としてつけさせていただいてございます。

それから、仕事場ですけれども、これは「スマートオフィス作戦」としまして、この冊子の11ページに省エネ行動例を一覧にさせていただいてございます。オフィスの場合ですといろんなオフィスがございまして、必ずしも一概に適用はできませんけれども、こういった例をつけさせていただいてございます。

それから、学校の省エネ作戦、「風とみどりの学校教育作戦」ということで、今、杉並区で風とみどりの施設づくりに取り組んでございますので、そういったものを組み入れていきたいというものでございます。

それから、交通については「いつも元気な交通作戦」、行政については率先して取り組もうということでISO等を実施しておりますので、「環境先進自治体作戦」とさせていただいてございます。

5番目に、具体的にどうするのかというところなんですけれども、「作戦への参加・協働の仕組みづくり」ということで、とりあえず今後のスケジュールのところに書いてございますが、4月11日号の区報で区民意見提出手続きをとる予定でございます。修正等を加えて決定した暁には、7月11日号の「広報すぎなみ」で省エネ行動計画を周知しまして、作戦の名称だとか、ロゴマークの公募等をしていきたいと考えてございます。また、ホームページの作成も考えていきたいと考えてございます。

それから、各省エネ行動のインセンティブとなるようなものということで、省エネ行動をポイントとして貯めることのできるカードの発行の検討を始めたいと考えてございます。

ちょっと重なりましたけれども、今後のスケジュールは、区民意見提出手続きを経まして、6月下旬ごろには計画決定をして公表していきたいと考えてございます。別紙のほうは素案でございますので、これについて皆さんごらんになっていただいて、ぜひ環境課に、右下に小さく括弧で書いてございますけれども、4月1日以降は環境都市推進担当のほうで担当しますので、ご意見をファクスでもメールでも結構ですので、お寄せいただければありがたいと考えてございます。これについては以上でございます。

続きまして、「雨水貯留槽の設置費助成事業の実施について」ご説明申し上げます。

これは、昨年9月4日に杉並区では集中豪雨がございまして、議会等でもかなり要望をいただいていたものでございます。雨水の循環利用を促進しまして、雨水流出抑制、防災対策に役立つということで、事業の目的としているものでございます。

事業の概要でございますけれども、助成対象が雨水貯留槽を設置したいと考える個人並びに事業者ということでございます。小型、大型と分けまして、小型は500リットル以下という考え方で、助成額は本体価格の2分の1額、上限が3万5,000円と考えてございます。一応予算上は30基を予定しているものでございます。それから、大型は500リットルを超えるもので、これについては1立方メートル当たり7万円を乗じた額ということで、上限が30万円、予定が2基ということでございます。

実施の時期は、4月1日号の「広報すぎなみ」に掲載する予定ですが、実際の受け付けは5月8日から予定しているものでございます。なお、これに伴いまして、環境情報館のほうにも実物の展示等を考えていきたいと考えているところでございます。これは以上でございます。

続きまして、「アスベスト使用建築物解体等工事の規制強化と事務移譲について」ご説明申し上げます。

これは大気汚染防止法の施行令と施行規則でございますけれども、それが改正されまして、「3月1日から特定粉じん排出等作業の規制が強化されました」と書いてございますけれども、これは要するに飛散性のアスベストを除去する

	<p>ときの規制が強化されたというものでございます。これに伴いまして、東京都から区に来ている移譲事務についても変更になる予定でございます。</p> <p>変更の内容は大きく3点ございまして、1点目が特定建築材料の追加指定ということでございます。今、対象が吹付けアスベストになってございますけれども、それに石綿を含有する断熱材、これは屋根だとか煙突に使う断熱材でございます。それに保温材及び耐火被覆材ということで、これは石綿を含有したようなパーライトだとか、ひる石だとか、そういったものでございます。</p> <p>2番目、届出の必要な作業の範囲ということで、これまでは耐火または準耐火の建築物で延べ面積500平方メートル以上、特定建築材料使用面積の合計が50平方メートル以上という制限がございましたけれども、こういった制限、規模要件を全部撤去したものでございます。</p> <p>3点目が作業内容の周知義務創設ということで、作業をする場合、近くに掲示をするということでございます。掲示する事項については、ここに記載のとおりでございます。</p> <p>4点目の事務の移譲内容の変更でございますけれども、東京都は3月9日付で都議会で環境確保条例と事務処理特例条例の一部改正を決定してございます。これに伴いまして、4月1日から大気汚染防止法に基づく届出についてはすべて区の事務になるといった予定でございます。</p> <p>これについては以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、最初に、1番目の「杉並区地域省エネ行動計画（素案）の策定について」ご説明がございましたけれども、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
<p>会長</p> <p>K委員</p>	<p>この2ページの表を見せていただいたわけですが、区のエネルギー消費とCO2排出の状況ということで、実際に杉並区の場合と全国のエネルギー消費構造と内容に対して大幅な差があつて、十分読み取ることができないという感じがするわけです。そうすると、希望としましては、杉並と同じような環境下にある、例えば東京23区の状況がどうなのかをひとつ対象として、全国と杉並だけ対比しても、ちょっと意味がわかりにくいというのが1つ。</p> <p>それからもう1つ、下のほうにエネルギー消費構造というのがあるわけですが、これにつきましても、いわゆるエネルギーの消費構造によって違ってくるわけですね。例えば家庭とか、業務用とか、民生とかいうのが多ければ多いほど1人当たりの消費量は少なくなってきた、逆に言うならば製造業であるとか、そういうものに対する消費は大きくなっていく。そうすると、同じようなもの、杉並の場合には面積的に言っても、人口的に言っても、住んでおられる区民の方についても、板橋なんかとほとんど同じような構造になっているだろうと思うんですけれども、そういうものを対比の中でどのように考えていったらいいかなという、参考のものをもう少し提示していただいたらわかりやすいかなという感じがいたしました。</p>

環境課長	<p>まず、こういった調査でございますけれども、実を言いますと、23 区の中でもこういった調査を始めているのは杉並が一番早いというところで、まだ各区、取り組んでいないところが大半でございます。それで、今、23 区で共同してこういった地球温暖化対策をとろうということで、標準的な算出方法というものを、次年度に標準的なものをつくるという予定になってございますので、そういたしますと、各区が標準的な計算様式に基づいて、自分の区はどのぐらい減っているのか、ふえているのかを出すことになると思います。これは杉並区が独自で出したものでございます。</p>
K委員	<p>たまたまこの2 ページの真ん中の下のところ、「図2、図3に杉並区及び全国のエネルギー消費構造を示す」と明確になったわけですから、これは国がおやりになったところからこういうものをピックアップしたのかなと私は理解したわけですね。全国のもの調べるというのは容易なことじゃありませんし。ということは、この2 ページにあるような数字は、杉並区独自がおやりになったと考えてよろしいわけですか。</p>
環境課長	<p>図の2については杉並区独自で調査したものでございます。図の3は、国のほうで地球温暖化対策の実行計画をつくっていますので、昨年出したものでございますけれども、その中の資料でございます。これは国の資料です。</p>
K委員	<p>そうすると、国のほうとしては杉並区のエネルギー消費構造なんていうのはつくってくれていないわけなんですか。</p>
環境課長	<p>そういったものはあまり想定していないようでございます。国は実は産業界というか、ここで言いますと、産業、運輸でCO2を削減していこうという考え方を持っていますので、単純に民生部門で考えますと、実は2010年で6%ぐらい増加というデータを出しています。杉並区はむしろ民生部門が多いものですから、状況としては非常に厳しいものでございます。</p>
K委員	<p>というのは、後半で申し上げました消費生活というか、どちらかというとな業務というか、民生的なものが中心的な杉並区と、一般的には大工業地帯なんかたくさんあるわけですが、そういうところでのエネルギー消費割合はかなり違うと思うんですね。人口1人当たりのあれから言ってもね。そうすると、これで2%というのがいいのか、マイナス5.4%という数字がいいのか、その辺の考え方からいっても、どういうふうにかえたらいいかなど。同じ共通の土俵で物を見たいなという考え方から今のような意見を申し上げたわけなんです。</p>
環境課長	<p>23 区の特別区協議会のほうでもそういった話題が出てございまして、できるだけ標準的なものをつくって、各自治体で比較できるようなものをつくろうという話が今出ています。来年以降になるかと思いますが、そういうものが出てくると思います。</p>
O委員	<p>この省エネ行動計画をちょっと拝見しまして、やはり際立った特徴というのは、杉並区の場合、いわゆる民生とか家庭が全国の消費構造なんかと比べますと際立って大きいわけですね。ということは、杉並区民に対して省エネ行動、</p>

	<p>それから地球温暖化の防止とかの働きかけを積極的にやっけていかないといけないということになると思うんです。環境省もかなり力を入れて地球温暖化とか、京都議定書の達成とか、そういったものについていろいろな行動を起こしているわけですね。ああいったものは家庭についても全く同じ働きかけなんです。区からの働きかけも同じだし、国からの働きかけも全く同じなんです。</p> <p>だとすると、杉並の小さな財政の中で働きかけをするよりも、環境省の幾つかの、例えば「我が家の環境大臣」だとか、地球温暖化の特別な施設をつくったりしているわけですね。そういったものをもっと活用されたらどうかなという気がするんです。杉並の財政レベルで国を代表するような行動をやることも大事ですけども、非常にもったいないと思うんです。今回の場合、国がやっていることを杉並区自体やるわけですから。個別の問題じゃないんです。区民がやることは、もう環境省はお金を使っていっぱいいろんな施策をやっているわけですから、あまりそんなにこだわらずに、そういったものをもっとどんどん使って利用していったほうが良いと思うんです。ここでは国との関係は全く触れていないわけですね。環境省はものすごい予算を使って、省エネあるいは地球温暖化の防止については行動を開始しているわけです。だとすると、いわゆる環境省の京都議定書の達成とか、そういったものについてやっている努力というものを杉並区で引っ張り込んだらどうかなという感じがするんです。</p> <p>実際に区民の意識を高めるのは、いわゆる広報的にもすごく難しいんです。もう6～7年か前に環境家計簿を杉並区でやりましたね。それに対してはほとんど反響がなくて、末端まで達成していないという感じがしたんですけども、杉並区の場合、特に家庭とか民生の重点が大きいということになりますと、この問題については日本国民としての立場というのが非常にあると思うんです。ですから、環境省とかそういうものは、自治体が名乗りを上げれば、そちらがやったやつを全部こちらに引き入れることはできますので、ぜひそういう働きかけをやっていただきたいと思います。むしろ東京都よりも環境省のほうが最近は全力投球していますから、ぜひ利用していただきたいと。杉並区の乏しい財政の中でやるのはなかなか大変だと思うので、その辺を少し検討していただきたいと思います。使わない手はないです。もったいないです。</p> <p>じゃ、ご要望ということで、ご意見としてお聞きしておいてよろしいでしょうか。</p> <p>U委員 前回の審議会でもこの話を多分申し上げたと思うんですけども、それで、環境課長さんも恐らくハードルが高すぎるんじゃないかというご意見というか、あったと思うんですね。実にそのまま数値が横にスライドした形で、環境白書に載っているからということで多分これが載っていると思うんですけども、逆に現実味が本当にあるんだろうかと。例えば1.7プラスになる予測のところをマイナス2ですから、そこにギャップが相当3.7ぐらいあるわけですから、本当にできるというか、可能性のある数値をはっきり掲げておられるのかどうか心配なので、その辺、これに決まった経緯がもしわかりましたらご説明願</p>
--	---

	<p>いたいと思います。</p> <p>あと、この中で、本論の案のところの4ページにあります、1割の対象が10%の省エネ努力をした場合に1%増という、これは例えば2割の家庭がやった場合は単純に半分に減ると考えていいんですか。この事例をどういう意味で出されているのかよくわかりかねたので、このところはちょっとご説明いただきたいなど。要するに今この中で、全体が5%省エネしないと達成できないとなっていますよね。その辺の状況をご説明いただきたいんですが、よろしくお願ひします。</p> <p>ハードルが高いという話は、前回もそういう話がありましたけれども、実は省エネ行動計画ですので、エネルギーの消費量で抑えるか、CO₂の排出量で抑えるか、そういったことは検討会の中でも議論になったわけですので。実際にエネルギーで抑えるのは非常に難しいだろうということで、現実に達成できるのはどちらかということで考えると、CO₂ではないかということで、実際にいろいろと算定してもらった結果、これならできないことはない。絶対にできないことはないといったところの、ある程度の感触をつかみましたので、ハードル自体は高いんですけども、こういう形にさせていただいたものでございます。</p> <p>それから2点目については、これはいろんなパターンがあるんです。例えば区の独自対策のマイナス2%についても、すべての者が5.4%の省エネ努力をした場合と書いてございます。例えば半数の方が10%の努力をしたらという考え方も成り立つわけなんですけれども、やはり区民みんなで行っていただいたほうがいいだろうという考え方で、表現は5.4%にしたわけなんですけれども、この参考のほうについても、これはコンサルに入らせていただきまして、1つの参考としてこういう形でつけていただいたということなんです。ちょっとうまく説明できないんですけども。</p>
U委員	<p>要するに、どういう努力をしたら、どれだけ努力をしたらどうなるかということ参考に、もうちょっとこれが理解できるようにご説明をいただきたいと思います。例えば8割方がもうかなりやっているようにアンケートで返ってきているんですけども、8割方が本当にやっているかどうか精査しなきゃいけないところだと思うんですが、その残りのやっていないところを掘り起こしたときに、その1割の対象が10%努力しているとすると、例えば2割の人が頑張ったら、それがどのくらい、どういうふうに変化する意味があるのか、ちょっとご説明をいただきたいと思うんです。</p>
環境課長	<p>この追加ケースというのがまずあると思うんです。追加ケースというのは要するに国の考えている目標達成計画というものなんですけれども、これで言いますと、いろんな高効率機器なども導入されるという考え方が入っていますので、それでいくと1.7%になるわけなんです。</p> <p>あと、区独自対策と参考ケースというのは、ハード面ではなくて、家庭・業務のソフトの部門で努力した場合にどうなるかといった形で、ちょっと参考と</p>

<p>U委員</p>	<p>してこういう考え方でつくってみたものなんです。例えば1割程度の人がこの程度の努力をしたらどうなるかということで、10%の省エネ努力が具体的にどれを指すのかというのはちょっと出していませんけれども、一応数字をこういった形でつくったものでございます。</p> <p>9ページにある表が「家庭における省エネ行動とその効果の目安」とございますね。例えばこれが1人当たりとか家庭当たり、基本的に総量がどのくらいでこれが響くのがちょっとわかるとわかりやすいかなと思いますね。実際にどのくらい皆さんがCO₂を年間使っているかということが先にうたい込まれていて、その中で、じゃ、例えばこういう努力をするとそのうちの何%だとか、どの程度減るんだというのが目に見えたほうが、もうちょっとこの部分で努力をすると、そこにどれだけ影響があるかというのがわかると思うので、その辺がこのいただいた資料の中でわかりかねたので、どこかに載っていますでしょうか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>9ページのこの表ですけれども、これは区のほうでつくっている「家庭でできる省エネ作戦」という赤いパンフレットがあるんです。環境情報館にも置いてございますけれども。その中に具体的にどんな形でやったらいいのかということで、イラストも使いながら示したものでございまして、その中の抜粋がこれでございます。ご指摘のように、どういったパターンだったらどういう形になるのかという、もうちょっと具体例で出したほうがいいというご指摘だと思うんですけれども、それについては参考にさせていただきたいなと考えてございます。</p>
<p>T委員</p>	<p>5.4%の「努力」という字がついていますので、本当に努力だと思うんですけれども、やはり年次計画的なものもあわせて出てくると、一般的にはあわせて出てくるものだと思います。3ページの削減の表を見ましても、これは単に現状と目標数値のところを点線で結んでいるだけですよね。実際にこういうものは本当にいろんなものが絡まって効果が出てくるわけですから、なかなか年次目標を立てにくいことはとてもよくわかるわけですが、やはり実現可能性がない数字と言われたいめには、どの程度のものを努力するというものが出てきますと、説得力があるのではないかと考えております。</p> <p>ついでに、やはり杉並区の場合には、家庭ですとか、小規模の事業所の影響が非常に大きいということがよくわかりますけれども、9ページの具体的な家庭での省エネ行動、これはわかっているようで、なかなか実際にはそれぞれの家庭でわからないこと——私もこれを送っていただいて、ああ、これはやっている、これはやっていない。例えばトイレのふたを閉めましょうというような、そんな細かいことまでやると数字がこうなるということが区民1人ひとりにきちっと伝わって、行動に結びつくような働きかけがとても大切だと思うんですね。</p> <p>一般的には何かすればいいよということはイメージとしてはわかりますけれども、やはり具体的な行動を積み重ねていかないと効果が出ないというところ</p>

<p>会長</p>	<p>で、何かうまいPRの方法ですとか、チェックリストみたいなもの、ポイントカードというものが出ていますけれども、ぜひこの辺は具体的に実施していただきたいと思っております。ともかく1人ひとりが動くインセンティブみたいなものがないとなかなか動かないですので、ぜひお願いをしたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>まだほかにも議題がたくさんあるので、もう一方でももしおありになったら……。これからまだご意見等を出していただいて、また区民との会話といえますか、手続きをオーソライズして決定していくわけですので、まだチャンスはございますけれども、きょうのところはよろしゅうございますか。</p> <p>いろいろ具体的なことを示したほうがいいというのは当然だと思うんですね。ちょっと数字だけだとわかりにくいというか。数字はわかるけれども、仮説がどういう意味を持つのか、重みを持つのかというそこら辺を、皆さん方からご意見が出ていましたように、一步突っ込んだ場合に、できたら説得力のあるもので区民にお示しして、それを生活の実態に結びつけていく。心がけじゃなくて、もう差し迫った問題になっていますので、そこら辺が求められているし、その辺の行動へのガイダンスというか、アドバイスというか、その辺まで結びつくものを提示されたらというのが皆さん方のご意見だったと思います。</p> <p>それから23区なんですけど、ちょっと私の聞くところによると、まだすべての区でこういったものを立てたものではなくて、これから始めるところもございますし、まだ早いほうじゃないかなと思うんですね。省エネ行動計画という、こういったものを立てられているのは。ですから、足並みがそろっているわけではないですけども、今後そろっていかなきゃいけないなと思います。</p> <p>では、次に進めさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>2番目の「雨水貯留槽の設置費用助成事業の実施について」ということで、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。</p>
<p>B委員</p>	<p>前の議案もそうですが、このスケジュールを見ると、3月下旬に都市環境委員会へ素案報告となって、こっちのほうも3月下旬に委員会に報告をするということになっています。副委員長と一緒に参加をしているんですが、物理的に開くことができないかもしれないということを前提に幾つか聞いておきたいと思えます。</p> <p>いずれにしてもこれは実施が4月1日ですので、知っておく必要があるということから聞いておきたいんですが、いわゆる流出抑制といっても、1つは地下浸透の問題があるし、もう1つは今回出ている貯留の2つの種類がありますよね。今まで杉並も民間への助成をしていたんですが、たしか主に地下浸透だったのではないかなという気がするんです。今までの実績がどうで、反省点というか、ここはこうしたらいいのかという、今回は貯留一本ということになるものですから、そのあたりの実績なども含めて今後の展望はどうなのか聞いておきたいと思うんですが。</p> <p>「都市環境委員会委員に報告する」ということで、これは個別に投げ込みを</p>
<p>環境課長</p>	<p></p>

B 委員	<p>させていただきたいと考えてございましたので、大変失礼いたしました。</p> <p>それから雨水の浸透なんですけれども、これは土木担当部のほうで建設課が所管になっているものですから、ちょっと今手元にデータを持ち合わせてございませんので、大変申しわけないんですけれども。</p> <p>1 点目の件は「委員会への素案報告」なんていうのがあるものですから、それも含めて、「委員」と「委員会」は確かに違うんですが。</p> <p>それで、ちょっと要望も含めてですけれども、例えば雨水の利用というのは今言ったように貯留もあるし、貯留は防火的にも役立つだろうし、浸透というのはもう少し大きな意味で、水の循環という意味で必要だろうし、この間テレビで見えていたら、たしかメキシコとアメリカを舞台にして雨水を飲み水にするというような研究もやられているということを知っているんですね。</p> <p>そのことはいいんですが、水害対策に絞って言えば、例えば下水、河川、そして雨水の流出抑制のこの3セットから成っていて、区の役割というのは雨水の流出抑制で、量で言えば約 10%ということになっていると思うんですが、例えば今度の議会でも大きな話題になったように、公園とか学校などの広い施設、公共施設で雨水流出抑制ではどのくらい責任を持つのか。</p> <p>それから民家ですね。今までやってきた施設、それから新たに今度やる貯留槽なんかでは、その 10%のうちのどのくらいを民間に期待するのか。そういった計画づくりは必要だと思うんですが、そのあたりはどうなんですか。なければ、今後そのあたりも明確にしていく必要があると思うんですけれども、要望も含めて。</p>
環境課長	<p>ご指摘の点は所管のほうと調整させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ほかにございましたら……。</p> <p>では、ありがとうございます。2 点目についてもきょうのところはよろしいというふうに、皆さん方のご意見だと思います。</p> <p>では、3 点目の「アスベスト使用建築物解体等工事の規制強化と事務移譲について」、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>では、次に進めさせていただきます。4 番目の「『すぎなみの注目動植物～レッドデータブックの実現にむけて～』の発行について」、この件については環境都市推進担当副参事、よろしく願いします。</p>
環境清掃部副参事	<p>説明させていただきます。</p> <p>お手元のほうに事前に配らせていただきましたこちらの冊子、56 ページ立ての B 6 判のカラーのものが今発行ということで申し上げました「すぎなみの注目動植物～レッドデータブックの実現にむけて～」という冊子でございます。この件につきましては、こちらの A 4 の 1 枚でまとめてある中身のものなんですけれども、1 番の目的としまして、幅広い区民の方々に杉並区に生息する身近な生き物や緑に興味を持っていただき、自然環境の保護や関心を持ってもら</p>

	<p>うための手がかりとしてこちらを発行してございます。</p> <p>内容としましては、もとになっていますのが動植物生息状況調査というのを杉並区は昭和 60 年から 5 年置きにやっております。今、第 5 次を実施している最中なんですけれども、第 4 次までの調査報告がまとまっていますので、この第 4 次調査報告をもとに、今回、内容をまとめたものでございます。</p> <p>植物、クモ、昆虫、野鳥のうち、区内でその数が減少しているなど注目する種について写真とともに——実はこの写真、杉並区の動植物の写真をすべて使っていないんです。一部杉並区のものを使っている写真を掲載してございますけれども、そういったものをこの 1 冊にまとめまして、また、国及び東京都発行のレッドデータブックにおける種の評価・区分も併記して、杉並区独自の編さんをしているものでございます。</p> <p>そして、頒布先なんですけれども、区内と書いてございますが、区立図書館、あるいは区政資料室、区議会図書館などに閲覧用で配布してございます。また、区立の小・中学校、養護学校各校、3 冊ずつ教材用として配ってございます。また、区政資料室にて 500 円で販売をしているところでございます。こちらのほうは 3 月 13 日から販売をしまして、ちょうど 3 月 15 日の読売新聞でこのように大きく記事にも、カラーで取り上げていただいています。そのおかげで販売のほうも、今、数冊ですけれども、売れているような状況でございます。つくった発行部数ですけれども、1,000 部つくってございます。</p> <p>私のほうからは以上でございます。</p> <p>では、何かご意見はございますか。</p> <p>よろしゅうございますでしょうか。では、ご活用のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p> <p>清掃管理課長</p>	<p>次に移らせていただきまして、今度は清掃管理課関係なんですけど、3 件ご説明をお願いしたいと思います。5 番目の「平成 17 年度杉並中継所搬入ごみ組成調査について」、6 番目が「平成 18 年 4 月から各区へ移行される事務等について」、7 番目が「廃棄物処理手数料改定に伴う関係団体への説明について」、よろしく願います。</p> <p>それでは私から、「平成 17 年度杉並中継所搬入ごみ組成調査の結果について」報告いたします。</p> <p>調査結果についてはまだ報告書ができたばかりですので、印刷物は本日の席上配付とさせていただきます。調査結果等のデータを資料により報告いたしたいと思います。</p> <p>それでは、資料をごらんください。調査の目的、調査期間、調査対象地区等は記載のとおりでございますが、杉並区の対象の 2 地区は、荻窪が 4 年連続で対象とした地区で、永福は今回 2 年目の地区でございます。4 の調査方法につきましても、記載のような例年のとおりの方法で行ってございます。</p> <p>5 の主な調査結果でございますが、まず、(1)の組成調査、全体の概要ですが、プラスチックの割合が重量で約 57.4%と非常に高く、しかもこれは全国</p>

的な傾向と一緒にありますが、年々高くなっております。次いで金属が12.2%、ガラスが約7.7%となっております。

次に、(2)のプラスチックの組成を見ますと、プラスチックは1トン当たり573.53キログラムの排出で、内訳になりますとフィルム類が最も多く、プラスチック全体に占める割合は35.2%、次いで容器包装以外のプラスチック、ボトル類、パック・カップ類の順でございました。

裏面に参りまして、(3)の資源物の排出状況ですが、調査地域全体でかなりペットボトルの排出量が多く、瓶や缶などに比べ比重が低いにもかかわらず、排出量が多くなっております。これは、ペットボトルが他の資源物と違い、店頭回収が主で、集積所回収を行っていないことによるのではないかと考えております。

それから、(4)の排出禁止物ですが、排出禁止物は1トン当たり26.7個排出されており、その内訳では引火性の廃棄物が最も多く10.2個、次いで有害性廃棄物、危険性廃棄物の順となっております。これらの引火性・危険性廃棄物が車両火災の原因となっていると考えられます。ただ、年度や地域によってかなりばらつきがあり、どの地域が多いとか、経年的なトレンドがあるとかは見えてくれない状況となっております。

なお、(5)のレジ袋ですが、表の右下の部分、15、16、17年と、このところレジ袋は少なくなってきたように見受けられます。しかも、表の上段のごみとして出されるレジ袋のほうが減り方が大きいということが見て取れます。対象地域別に見ると、以前の調査もそうでしたが、他区の地域のほうがレジ袋の排出が少ない。これは野方、あるいは上石神井が駅周辺の住商混合地域である一方、杉並のほうはどちらも住居専用地域のために組成の傾向が異なっているためと思われれます。

次に、2点目の平成18年4月から各区へ移行される事務等についてでございます。平成18年4月から、これまで23区の清掃協議会で行っていた一般廃棄物処理業の許可に関する事務が各区に移行されます。各区で執り行うことになる新たな事務や取り扱いが変更するものは以下のとおりとなります。

1として、移行される事務の概要ですが、(1)で一般廃棄物処理業の許可に関する事務として、①で主に事業者のごみの収集・運搬等を行う業者の許可の事務があります。23区の許可業者件数は表に記載のように827件、区内では収集運搬業28件、処分業1件となっております。そして、関連して②以下に記載のような事務がございます。

次に、(2)の廃棄物の持ち込み承認に関する事務がございます。これまで持ち込みごみ、これは事務所や店舗から集めるごみを業者が工場に持ち込むものでございますが、この持ち込みごみの承認は清掃事務所が行ってまいりましたが、各区清掃工場間の搬入の調整を行いやすくするため、清掃一部事務組合に事務を移すことになりました。

次に、2の移行に伴って23区共通で取り扱う許可に関する事項ということ

で、①として継続的な作業場所、これは排出事業者ですが、これがない区の許可は原則として許可の更新をしない。これまでは 23 区で業者すべてに許可をしてきたということがございますが、これからは取り扱う区内での許可に限っていくということでございます。

それから、新規許可要件となる能力検定試験とか、更新講習会については 23 区共同で行うというものでございます。

それから、移行までのスケジュールということで、これまで主に業者の方々等を対象に説明会を行ってまいりました。なお、この業務の意味合いでございますが、こうした業者の許可を各区が責任を持って行うことによりまして、各区内の事業者のごみが区のごみ全体の 1 割ほどございますけれども、このごみの処理状況がちょっと不明確な部分もあったんですが、これが正確に把握されるとともに、各区ごとのごみ減量の取り組みなどに反映できることになりまして、各区の自立性、独立性を高めることに通じていくものと考えております。

次に、3 点目の廃棄物処理手数料改定に伴う関係団体への説明についてでございますが、廃棄物処理手数料の改定につきましては 23 区共同で取り組もうということで、共同の取り組みとして前回の委員会でも報告させていただきましたけれども、関係団体の説明につきましては対象が大きということで、分担して次のように取り組んでおります。①として廃棄物処理業・資源回収業団体を対象にして説明を行う。あるいは、②として有料ごみ処理券の販売業者、これは大きくはチェーンストア協会、あるいはスーパーマーケット、コンビニ等で販売していただいておりますけれども、これらにも説明をしていく。それから、主に事務所、事業所等の排出事業者団体等にも説明を行っていくということで、現在説明しているところです。

ちょっと裏面を参考に見ていただきまして、現在、工場にごみを持ち込むについては、事業者さんからはコスト分をいただいているということですが、10 年ほど手数料の値上げを行ってございませんで、値上げを行う必要があるということで、記載のように上の枠で囲った部分の中ほど、19 年 4 月 1 日を目途として、処理の原価は現在キロ当たり 12.5 円でいただいているところなんですけど、これをキロ当たり 16.5 円、4 円値上げするというところでございます。

下のほうの枠では、重さと容積換算でごみ処理券の値段を参考に付してございます。

次に、3 点の報告のほかに、東京 23 区のサーマルリサイクルの検討状況ということで、前回、清掃事業の新たな課題として 23 区のサーマルリサイクルの共同の検討について報告させていただきましたけれども、その後の動きについて、資料なしでございますけれども、口頭で簡単に報告させていただきます。

平成 20 年度から 23 区で本格実施することは前回報告させていただきましたけれども、サーマルリサイクルの実施に当たっては、収集体制や収集日等が大幅に変わることになります。そのため、準備対応が必要ということで、また、工場への影響等の実証的な確認が必要であるということで、モデル実施を行っ

	<p>ていこうということでございます。</p> <p>本格実施の20年度の前年の19年度にはすべての区が一部でもいいからモデル実施しようということで、現在検討が進められているような状況でございます。また、18年度についても、希望区プラス望ましい区ということで、18年度の早い時期に実施区を確定して、プレス発表しようという状況で検討が進められております。杉並区についてこの18年度のモデル実施をどうするか、現在検討している状況でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>私からは以上でございます。</p> <p>では、最初に5点目の「平成17年度杉並中継所搬入ごみ組成調査について」、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。</p>
<p>K委員</p>	<p>まず、裏のページの中で質問を2点させていただきたいわけですが、「資源物の排出状況」の中で、特にガラスの中のリターナブルびん以外のびん、これが資源物という解釈をしていいのかどうか、ちょっと私としては迷っているところなんです。リターナブルびんというのは当然資源物としてカウントできると思いますが、恐らくこの数量から見て、実際に現在、不燃物として出しなさいという形で区で指定しておられます、いわゆる化粧品のびんであるとか薬びんが主体じゃないかなと考えるわけです。そうすると、それはあくまで資源として、いわゆるもう一遍リサイクルできないよということの中でのとらえ方がされているわけですから、この中で資源物というカウントはいかがなものかなというのが1点目でございます。</p> <p>2点目に、(4)番で排出禁止物ということで、有害性、危険性、引火性の3つの事例が出ているわけですが、これなどにつきましても、実際、現在区のほうでやっている指導は、例えば有害性の場合には完全に使い切って、空の容器のみ不燃ごみに出してくださいという指導になっていますし、危険性のものについても使い切ってから不燃ごみに出してくださいということになっておりますから、必ずしもここでおっしゃるような排出禁止物というとらえ方ができるかどうか。逆に言うならば、内容物が全部入っていたから排出禁止物だよとおっしゃればそのとおりかもしれません。そうすると、逆に言うならば、完全に使い切った排出物と中身が入ったものはどうなっているのか、その辺はちょっと疑問に思ったものですから、お伺いしたいと思います。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>まず、ご指摘のように確かにガラス、リターナブルびんとリターナブルびん以外のところでございますけれども、リターナブルびん以外でもかなり実際には生きびんということで、そのままもう一回繰り返して使うびんも砕いて材料として使ったりして集めておりますので、基本的には資源となり得るものという考え方なんです。ご指摘のように非常に小さい化粧品等が入っているものが本当に資源というふうにごくここでカウントできるかどうか、そこは確かにもう少しきめ細かい分け方が、場合によっては今後必要になってくるのかもしれない。</p> <p>それから、排出禁止物につきましても、ご指摘のように完全に使い切って出</p>

<p>K委員</p> <p>清掃管理課長</p> <p>会長</p> <p>K委員</p>	<p>した場合には排出禁止物という分類には当たらないと思います。むしろ出していただかないと、出す場所がなくなってしまうので、それはご指摘のとおりかと思います。これにつきましても、やはり内容物が残っていて、それが危険性であるとか、引火性であるとか、そういった意味で排出禁止物と位置づけているものでございます。</p> <p>そうすると、完全に使い切ったものはここにカウントされていないと考えてよろしいんですか。</p>
<p>K委員</p> <p>会長</p>	<p>そういうことでございます。</p> <p>よろしいですか。よろしくないみたいな顔をされているけれども……。 (笑)</p> <p>ちょっと多すぎるかなという感じがするものですからね。もっと区民を私は信頼しなきゃいかんだろうと思ったんですよ。きれいに使い切って出していただいているというふうに私としては思っているものですから、ちょっと多すぎるのかなという感じがいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>じゃ、またいろいろご意見等のほどよろしく願いいたします。</p> <p>では、ほかにございますか。</p>
<p>N委員</p> <p>清掃管理課長</p>	<p>これはこの件ではないんですが、リターナブルびんとリターナブルびん以外のびんというふうに、これは組成調査ですから出されていますけれども、実際、資源ごみで出されているときに、リターナブルびんはリターナブルびんとして別に分けられてというか、回収した後、リターナブルびんとワンウェイのものを、リターナブルはリターナブルのほうに戻していらっしゃるんですか。それともリターナブル以外のものも一緒に処理をされているのか、ちょっとここに出ているので確認したいと思います。</p>
<p>清掃管理課長</p> <p>会長</p>	<p>まずはリターナブルを優先して、リターナブルとしてできるものは生きびんとして別にしております。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>よろしいでしょうか。では、次に移らせていただきまして、6番目の「平成18年4月から各区へ移行される事務等について」ということで、ご質問等がございましたらお願いします。</p>
<p>K委員</p> <p>清掃管理課長</p>	<p>2点、確認と質問でございます。ちょっとこれは私、聞き漏らしちゃったので申しわけないんですけども、この清掃協議会は正式に廃止されるというふうに理解してよろしいかどうか、それが1つ目。</p> <p>2つ目に、ここにございますが、普通ごみ、道路・公園ごみの次に「しさ・ふさ」というのがありますが、これは全く私はわかりません。「しさ」とか「ふさ」というのは何なのか教えてください。その2点です。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>まず、清掃協議会の話なんですが、清掃協議会につきましては、大きくは許可の事務と清掃協議会の、僕らはよく雇上車と言っているんですが、かなり歴史的な経緯を持って23区内のごみを運搬していただいている業者さんですね。その配車の事務、この2つを大きく扱って、そのほかに23区の連絡調整事務等をやっていたわけですが、許可事務は完全に区に移管して、そのほかの連</p>

	<p>絡調整事務等もほとんどほかに分けてしまいました。</p> <p>ただ、この雇上業者さんが区に移管されるときに、営業が続けられることという条件で覚書を結んで、23 区の区長会の会長と知事とが覚書を結んで移った経緯もありまして、そうは言っても、時代的には徐々に変えていかなきゃいけないということで覚書の見直しを区長会ではするというのでやっていたんですが、一部見直しました。資源物と粗大については協議会で契約するのではなくて、各区で契約できるようになったと。ただ、それは選択できるようになったんですが、それを選ばないで、協議会でまだ続けてほしいという区もございます。それから、それ以外の資源と粗大以外の一般の不燃ごみ、可燃ごみ等はまだ雇上会社さんで運搬していただくというようなことで残っておりますので、協議会はその事務を行う限りにおいて残るということでございます。</p> <p>それから、しさ、ふさんなんですが、私も現物を見ていないのでよくわからないんですが、下水等で処理をしていく中で、正常のごみくずと申しますか、そういったものが残るということで、これらをしさとかふさと呼ぶようでございます。</p> <p>ほかにございましたら……。</p> <p>よろしいですか。では、次に移ります。7 番目、「廃棄物処理手数料改定に伴う関係団体への説明について」、それから、清掃管理課長のほうからサーマルリサイクルについて補足的なご説明がございましたから、あわせてご質問、ご意見がございましたらお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>特にございませんでしょうか。</p>
<p>M委員</p>	<p>サーマルリサイクルの件なんですが、前回出たときに希望する区はあるのですか、どこも希望しないのではないのでしょうかというところで話がとまっていたかと思うんです。今のお話ですと、18 年度から希望の区と、または望ましい区で実施してみようという動きのようですが、杉並区の場合、希望する、しないということはどこでどのような形で話し合われて決まっていくのか。</p> <p>それともう 1 つは、望ましい区というのがどこでどのような基準で決められて、例えば望まないのに割り振られてしまうというような心配もあるのではないかと思うんですが、どのように動いているか教えていただけたらと思うんですが。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>まず、希望する区でございますけれども、まだ確定していないので、区の具体名を挙げるのは差し控えさせていただきたいんですが、2～3 区あるようでございます。杉並区も希望するかどうか今検討中でございます。</p> <p>それと、この望ましい区という中で、条件がいろいろあるんですが、例えば杉並区の清掃工場が一番古いので、データが早めにとれば参考になるのではないかと。それから、杉並区のごみと工場の関係は割合と区内で完結していると。よその工場ですと、2～3 区が持ち込んだりということがありますが、杉並区は杉並区の中で集めて、杉並区の工場にだけ入れているので、割合完結しているので実証データがとりやすいということもありまして、杉並区はでき</p>

M委員	<p>ればやっていただけるものならばという話もございます。</p> <p>そうしますと、どちらかと言えば手を挙げてというか、18年度から採用していくような方向で検討が進んでいると理解してよろしいのでしょうか。</p>
清掃管理課長	<p>これはまだ全くどうなるかはわからないんですが、そういうことを判断していこうということで、区の内部で検討組織というか、検討の場で検討するというようにしております。それぞれにメリット、デメリットがございます。早めにやればいろいろとデータがふえるということはあると思います。また、早くやればそれだけ経験していないところのデータをとるということになるかと思うので、後からやればデータのあるところをついていけるみたいなどころもあると思うので、そういったこともございます。ただ、20年でやるということは決まっておりますので、それだったら少し早くでもデータをとってみるということもあろうかと思えます。</p>
T委員	<p>今の関連の質問です。サーマルリサイクルになりますと、収集体制とか収集日の大幅な変更というご説明がございましたけれども、仮に杉並が希望を積極的にしなくても、モデル区としてやってほしいということになれば、その辺のことについてもやはり変更とかが必要になってくるわけですね。ですから、すぐ18年度なわけですけれども、もしそういう取り組みをすることになれば、やはり早めに手を打って広報なり、そういうことをしていただかないと、住民のほうの動きというのは、相当いろんなことがワーストと情報とかが盛り上がってこないと動きにつながりませんので、ぜひ早めにやっていただきたいと思えます。</p>
会長	<p>では、ご要望として承っておきます。</p> <p>ほかにもございますか。</p> <p>では、ほかにもございませんようでしたら、次に進ませていただきます。</p>
緑化担当課長	<p>8番目が「一定規模以上の開発事業等の報告（緑化計画）について」、9番目が『『都市のみどりを守る』フォーラムの開催と東京みどりの研究会の動向について』、10点目が「みどりの条例の改正と区民意見提出手続きの結果について」、以上、合わせて3件を緑化担当課長からお願いいたします。</p> <p>それでは緑化担当のほうから、議題の8番、9番、10番についてご報告いたします。</p> <p>その前に、本日席上配付をさせていただきました「みどりとひと」でございますけれども、134号と135号をつくりましたので、これもごらんいただきたいと思えます。みどりのボランティアの方々と一緒につくっておりますみどりの新聞でございまして、134号はみどりのボランティアすぎなみの特集号になっております。また、135号のみどりの新聞は緑化行政特集号ということで、このたびみどりの条例を改正いたしましたけれども、そこに規定いたしましたみどりのベルトづくり、あるいはみどりのリサイクルについての特集になってございますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、8番、一定規模以上の開発事業等の報告についてご報告いたしま</p>

す。これは、敷地面積が3,000平方メートルを超える建築計画に伴う緑化計画でございまして、今回、2件ございます。いずれも区立小学校の改築工事にかかわる緑化計画でございます。

まず最初に、「杉並区立高井戸小学校改築等併設仮称高井戸自転車駐車場建設工事」でございます。案内図もございますが、所在地が高井戸西二丁目2番1号でございます。

敷地面積が1万864.25平方メートル、建築面積が4,145.04平方メートル。これに基づきまして、基準緑地面積が1,086.43平方メートルでございます。これに対しまして、計画のほうは2,723.57平方メートル、屋上緑化、壁面緑化を含んでございます。

それから、接道部緑化でございますけれども、お願いするのは187.32メートルでございまして、これに対して240.30メートルの接道部緑化が計画されました。植栽本数でございますけれども、高木が54本のところ112本、中木が363本のところを108本、低木1,087本のところを852本、中低木がちょっと不足しておりますけれども、これは高木換算で一応基準を満たしております。

緑化方針でございますけれども、記載のとおり、エコスクール化を目指している学校でございまして、手法の1つである壁面緑化や屋上緑化を行い、躯体の熱蓄積低減、周囲環境への熱の照り返し防止、都市景観の向上を図る、こういった考え方に基づいて設計されております。

高井戸小学校については以上でございます。

裏のほうに緑化計画図が載っております、これを見ていただければと思いますけれども、南側の道路、環状8号線側の道路、ここがいわゆる接道部緑化のところでございます。ここには駐車場が建設されるわけですが、聞きましたところ、収容台数が約500台ということでございました。

続きまして、「杉並区立方南小学校改築工事」でございます。所在地、方南一丁目52番、環状7号線の東側でございます。敷地面積、1万337.51平方メートル、建築面積、4,107.33平方メートル。これに基づきまして、基準緑地面積が315.56平方メートルでございます。これに対しまして、計画緑地面積が2,621.75平方メートル、これも屋上壁面緑化を含んでございます。

接道部緑化につきましては、接道部分が13.38メートルと非常に狭いところでございます、そういったところでこの接道部緑化部分につきましては、計画緑地面積の中で見るということになってございます。

植栽本数でございますけれども、高木16本のところを36本、中木が106本のところを103本、低木316本のところを330本、中木の不足分は高木で換算するというところでございます。

なお、方南小学校につきましてもエコスクール化を目指しているところでございまして、考え方は先ほどの高井戸小学校と同様でございます。方南小学校にはむさし野の森がございますけれども、こういったものもできるだけ残して、緑豊かな学校づくりを目指すということでございました。

緑化計画の報告については以上でございます。

続きまして、9番、「都市のみどりを守る」フォーラムの開催と東京みどりの研究会の動向についてご報告いたします。

まず、フォーラムのほうでございますけれども、第2回「都市のみどりを守る」フォーラムの開催でございます。これは第1回目が平成16年の夏でございました。柏の宮公園が開園する前に、本審議会にもいらっしゃいますF委員にも演壇に上がっていただきまして、いろいろフォーラムをしていただいたということでございまして、それに続きまして第2回のフォーラムを今回は練馬区でやるということでございます。

日時が平成18年4月1日土曜日、午後2時から、場所が練馬区大泉町1-6、清水山憩いの森でございます。ここは23区唯一のカタクリの自生地が残っているとされておりまして、ちょうど花の咲く4月1日ごろに開催するというので日時が設定されたものでございます。

出演者でございますけれども、国土交通省から来賓として高梨官房審議官、東京都からは同じく来賓として都市整備局の成田都市基盤部長、杉並区からは山田区長、中野区からは田中区長、武蔵野市、邑上市長、三鷹市からは清原市長、練馬区、志村区長ということでございます。なお、司会(コーディネーター)は第1回目と同じく、杉並区にお住まいの松田輝雄様でございます。

次に、2番、東京みどりの研究会の動向でございますけれども、第1回目のみどりのフォーラムの中でお話し合いがされまして、立ち上がった東京みどりの研究会でございまして、参加者はこの第1回目の出演者関係の国土交通省、東京都、大田区、世田谷区、中野区、板橋区、練馬区、武蔵野市、三鷹市、杉並区の担当職員でございます。

少しおくれたんですけれども、第1回目を平成17年11月18日に行いました。東京みどりの研究会の趣旨説明やら、各区市のみどりの課題、施策の適用状況などについてお話し合いをしたということでございます。

第2回の研究会を平成18年1月26日に行いました。みどりの保全施策の研究、討議ということで具体的な話し合いが始まったわけでございます。そういった中で、一応現場も見たいということで、3月17日に練馬区の屋敷林、杉並区の屋敷林をみんなで視察をしました。杉並区の場合は、南荻窪二丁目の宇田川さんのところの屋敷林、阿佐谷北の相沢さんのいわゆるケヤキ屋敷を見せていただきまして、所有者の方からいろいろ苦労話等も伺うことができたということでございます。

それを受けて、今後の予定でございますけれども、3月29日に第3回の東京みどりの研究会を行う予定でございます。このことについては以上でございます。

続きまして、10番、みどりの条例の改正と区民意見提出手続きの結果についてご報告いたします。資料に基づいてお話をしたいと思っておりますけれども、まず1番、杉並区みどりの条例でございます。これは別紙資料1がついてると

思いますけれども、ここに杉並区みどりの条例ということで、新しい条例が書かれております。

この条例は、みどりの条例見直し検討委員会報告書を尊重し、みどりの定義を拡大するとともに、協働の時代にあって、区民が主体となって緑化に取り組むことを打ち出したことが特徴になってございます。

第1章第1条から第5章第26条まででございます。この条例の施行なんですけれども、3カ月間の周知期間を経て、平成18年7月1日から施行することになってございます。以下、ちょっと簡単に内容の説明をしたいと思っております。かいつまんでやります。

第2条をごらんいただきたいと思っておりますけれども、まず、みどりの定義を新しくしております。今までのように、樹木、樹林、生け垣、草地ということではなくて、やっぱり区民生活に密接にかかわっているみどりというのはもっと幅広い、面的なものであるということから、「『みどり』とは、樹木その他の植物並びに動植物の生息又は生育の基盤である土及び水等の要素と一体となって自然環境を形成している土地をいう。」ということになってございます。

それから、第3条に「参画及び協働」を規定しております。特に2項のほうには、「区及び区民等は、みどりに関する課題の解決を図り、区民等が共にみどりの恵みを楽しむため、相互に協力してみどりの保全及び育成に取り組まなければならない。」といったことを規定しております。

それから、この条例の特徴といいたしましょうか、第4条に「区の責務」を書いてございますけれども、ここに具体的に都市緑地法の中に規定してあるいろんな制度、例えば特別緑地保全地区、緑化地域、緑地協定、市民緑地及び緑化施設整備計画等に係る施策その他あらゆる施策を通じて積極的に推進するということを具体的に書いております。

それから、第7条に「基本計画の策定及び調査」ということで、都市緑地法に規定されたみどりの基本計画を条例にも規定いたしました。また、5年に1回行うみどりの実態調査につきましてもここに規定いたしました。2項には、そういったことを策定する場合は、「杉並区の環境清掃審議会の意見を聴くものとする。」ということで、本審議会との連携をここに規定しております。

それから、第10条をごらんいただければと思っておりますけれども、ここに保護樹木のことを規定したり、2項には貴重木のことを規定しております。

また、第11条は「所有者の義務」ということで、例えば枯れたら届けていただくとか、そういったようなお願いを定めています。

それから、第13条でございますけれども、保護指定の解除について現行を変えております。「保護樹木等について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したとき」、あるいは「公益上の理由その他特別な理由があるとき」には、区のほうから解除ができるように規定をしております。今までこの規定がなかったものですから、枯れた木があったとしても、所有者の方から届け出がない場合は指定の解除ができなかったというような不都合もございましたので、この

辺を改めております。

それから、第 15 条でございますけれども、「適正な管理」ということで、樹木をお持ちの方は整枝、剪定等、適正な管理に努めるということをお願いしております。

それから、第 3 章「みどりの育成」ということで、第 16 条に「みどりのベルト」ということを規定いたしました。みんなでみどりのベルトをつくりましょうということ、1 項につきましては公共施設の緑化基準を整備して、公共施設の緑化を進めていくと。2 項につきましては、区民の方が生け垣をつくったり屋上緑化等をする場合は、区のほうから助成をしますといった規定でございます。

それから、第 17 条に行きますけれども、「緑化計画書の届出等」ということで、具体的に緑化計画をお願いすることをここに規定しております。それで、今までは緑化計画の対象が敷地 200 平方メートル以上の方をお願いしておりましたけれども、200 平方メートル未満の方につきましても、こういった緑化計画というのはみどりの普及啓発にもなるということで、すべての方に一応計画書を出していただくことにしました。そこで、簡易な、簡単な計画書を今検討しているところでございます。

3 項には緑化委託金の納入ということで、どうしても緑化基準に満たない場合は、屋上緑化、壁面緑化をお願いしますが、それでもなおかつ足りない場合は、緑化委託金というお金でかえることができるという規定もしております。

それから、第 20 条でございますけれども、「落葉等の循環的利用」ということで、みどりのリサイクルについての規定をしました。

それから、第 22 条でございます。「区民管理協定」ということで、これは例えば屋敷林等の民有のみどりにつきましても、例えばボランティア団体が自分たちも何か協力して屋敷林を守っていきたいというような申し出があった場合、所有者とボランティア団体と区の 3 者がそういった管理協定を結ぶことができることにしております。

それから、第 23 条につきましても、その他の協定ができるようにしております。23 条の 1 項は 2 者協定、区と区民の方、2 項については区民同士で緑地協定等を結ぶような場合、こういった 23 条の規定に基づいて行うということでございます。

それから、第 24 条で「地区の指定」という制度ができました。例えばみどりのベルトづくりを推進していくわけでございますけれども、そのモデル地区を指定したり、あるいは貴重な動植物等が多い地区を（仮称）自然保全地区というような地区が指定できるようにしております。

本当に大ざっぱな説明でございましたけれども、そのような内容のみどりの条例でございます。

それから、後半の区民意見提出手続きの実施概要でございますけれども、記

	<p>載のとおりでございます。全体で 20 名、36 件のご意見をいただきました。やっぱり多かったのは、条例改正全般についてが 4 件、樹木等の保護施策の充実が 5 件、緑化計画の見直しについてが 7 件、その他 17 件ということで、それ以外は案について特に意見はございませんでした。こういったものを参考にしながら、みどりの条例の改正を図ったわけでございます。</p> <p>区の考え方、それから条例への反映状況については、この別紙資料 2 のほうに書いてございますので、これも後ほどごらんいただければと思います。</p> <p>私のほうからは以上でございます。</p> <p>では、8 番目の「一定規模以上の開発事業等の報告について」、最初に高井戸小学校関係でご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>では、2 番目の方南小学校関係。</p> <p>よろしゅうございますか。では、次に進ませていただきまして、9 番目の「『都市のみどりを守る』フォーラムの開催と東京みどりの研究会の動向について」ということで、予告と経過説明がありました。よろしゅうございますか。</p> <p>東京みどりの研究会の中身について、また機会があったらお願いします。</p> <p>10 番目の「みどりの条例改正と区民意見提出手続きの結果について」ということのご説明がございました。みどりの条例関係でございますけれども、何かございますでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>では、8 番目の「一定規模以上の開発事業等の報告について」、最初に高井戸小学校関係でご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>では、2 番目の方南小学校関係。</p> <p>よろしゅうございますか。では、次に進ませていただきまして、9 番目の「『都市のみどりを守る』フォーラムの開催と東京みどりの研究会の動向について」ということで、予告と経過説明がありました。よろしゅうございますか。</p> <p>東京みどりの研究会の中身について、また機会があったらお願いします。</p> <p>10 番目の「みどりの条例改正と区民意見提出手続きの結果について」ということのご説明がございました。みどりの条例関係でございますけれども、何かございますでしょうか。</p>
<p>T 委員</p>	<p>条例の「適正な管理」のところ、みどりの所有者である者の義務と申しますか、努力事項が書いてありますね。これはこういうことが必要だろうと思うわけですが、区民意見の中にも、木があつて、落ち葉があつて、日影になって非常に迷惑だとか、そんなような意見もありますよね。都市などでは一番狭いところに木があつたり、屋根に落ちてきたりということがあつて、こういう意見になっていると思うんですけども、みんなみどりは欲しい、自然は欲しいと言いながら、虫は嫌です、落ち葉は嫌ですというのが一般的な意見と申しますか、思いだと思ふんです。やはりみどりと共存するということが、落ち葉も受容するということがなんですよ。それがこの中に入っているかどうか、ちゃんと読み込んでいないのでわからないんですけども、そういうものは非常に必要なことだし、行政だけが言っていくことではないと思ふんですけども、そういうことをいろんなところであわせて呼びかけていくこともとても大切だと思ふんです。</p>
<p>緑化担当課長</p>	<p>どうもありがとうございました。確かにおっしゃるように、樹木を守っていくためには、所有者の努力もさることながら、例えばお隣の方の協力が非常に重要というか大事な話でございまして、お隣の協力がいない場合は非常に厳しい状況になります。そういったことで、委員もおっしゃいましたけれども、この第 15 条の「適正な管理」で所有者の方にこういったことをお願いしませうとともに、第 3 条の「参画及び協働」のところ、さっき簡単に説明しましたけれども、第 3 条 2 項の「区及び区民等は、みどりに関する課題の解決を図</p>

<p>会長</p>	<p>り」のところでこのことに気持ちを込めているんですけども、みどりに関する課題の解決を図って、ともにみどりの恵みを楽しむため、相互に協力して取り組まなければならないということで、ちょっと場所は離れておりますけれども、こういったところにお願いの気持ち、周りの方にご協力をお願いをしているというところがございます。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>よろしいですか。大変立派な条例をつくっていただきまして、ご苦労さまでした。また、委員長、副委員長には都市環境委員会で大変お世話になりまして、ありがとうございました。</p>
<p>緑化担当課長</p>	<p>私から1点だけ確認したいんですが、屋敷林の保全などに関係するいろんな地区計画との関係が制度上どうしても必要になってきて、地区計画の条例改定が同時になされなければいけなかったと思うんですが、その辺はどういうことになっているんですか。この区民の意見の中にも若干出てくるわけです。</p>
<p>緑化担当課長</p>	<p>いわゆる地区計画の活用のお話だと思うんですけども、この第4条に都市緑地法の制度をずらずらっと書いてございます。実はここのところに地区計画の緑化率規制条例みたいなものも書き込もうかなとも思ったんですけども、何か条例、条例という形になりますので、あえて「等」の中に入れてしまったということがございます。</p> <p>今後、都市緑地法の中にそういった地区計画の制度を活用するといった新しい制度もできましたので、例えば地区計画を定め、その中の関係する建築条例みたいなものがあれば、それも部分的に改正をして、そういった地区計画の中でみどりを守っていく、ふやしていく、そういったことはできるということでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>そうすると、これは本当にだれも読めないんですけども、この条例の「等」の中に入っているという、それを強調しなきゃいけないわけで、それをあぶり出してみるということは、要綱とか、何かほかの施行の規則とか、どこかに書いてあると余計わかりやすいですよ。普通の人は絶対読めないですね。</p>
<p>緑化担当課長</p>	<p>私も地区計画の活用については十分理解してはいないんですけども、例えば地区計画を定めますよね。地区計画の中で保全すべきみどりに関する規定をする中で、例えば緑化率規制を行うとかいうような一言を入れれば、その地区計画の中で緑化率規制もできると考えております。この制度はまだ新しく、例えば港区と三鷹市が活用したということは聞いております。そちらのほうの話をお聞きすると、そういったようなやり方でされていると聞きました。</p>
<p>会長</p>	<p>三鷹は同時並行的に地区計画の改定をやったんですね。</p> <p>ほかにございますでしょうか。</p>
<p>F委員</p>	<p>私、ご質問したことがあるんですけども、みどりの緊急フォーラムというのは、最初にやったのが平成16年の8月だと思いました。そのとき私は30分ぐらいお話をさせていただいたんですけども、屋敷林があるところは非常に高額な固定資産税が取られると。あのときたしか一般住民も700~800人来た</p>

	<p>と思うんですよ。小規模住宅というのは 60 坪以下だったら、固定資産税が宅地並み課税の大体 6 分の 1 だと思うんですね。60 坪以上ある方は宅地並み課税と言って、大きな木の生えている屋敷林は宅地並み課税を取られているんだと。</p> <p>それから、もと畑に植木なんかを植えているところは 1,000 分の 1 なんですよ。私は都の緑化推進委員もやっていますから、都で調べたんです。そうしたら、そのとき来た 500~600 人の人がびっくりして、えーっという声が出たんです。それから、東大の名誉教授の先生が 2 人、3 人、うちに木を見に来たんですけれども、それに対してこの条例には、自分のことを言ってもおかしいですけれども、木の植わっているところが 2,000 平米あるんですね。それは区役所がはかっているんだから。それで、年間、補助金を 12 万ちょうだいしているわけです。それはそれからまた国税の所得税を取られちゃうんですよ。それはいいんですけれども、何とか生産緑地というのは、畑のところに栗の木を植えたり、桃の木を植えたり、柿を植えたり、それから植木を植えれば固定資産税が 1,000 分の 1 なんです。それは皆さん、行政の方は十分ご承知だと思うんですよ。どんどん木は 1 本、2 本と切っちゃうんですよ。屋敷林の木を切って、税金を払うためにマンションを建てたり、駐車場にしたりということでございますね。</p> <p>それから、この前と同じことを申し上げるんですけれども、うちのほうの区域も下井草地域ですけれども、戦前引っ越してきた人は 70 年、80 年いらっしゃるわけです。それで、親が亡くなって相続税が発生しますと、今、物納にする場合は更地にしなきゃいけない。全部木を切っちゃうんですよ。どんどん木がなくなるんです。それと固定資産税のことをもうちょっと考えていただければ、大きな大木も残るんじゃないかなと思うんです。この条例は私は全部目を通してないんですけれども、そのことはどこかにうたってありますか。屋敷林の固定資産税を何とかするという事は。ないでしょう。</p>
<p>緑化担当課長 F 委員</p>	<p>条例の中には規定はしておりません。</p> <p>これをやらなきゃだめですよ。幾らあっても、木がみんな切られちゃいますよ。そんなことですよ。</p>
<p>緑化担当課長</p>	<p>この条例とは直接関係ないんですけれども、先ほどご報告しました東京みどりの研究会のメンバーの中に東京都も入っておりますので、今、国、東京都を交えてみんなで勉強会をしております、そういった中で F 委員がおっしゃった税金の問題と落ち葉の問題、この 2 つが非常に大きくて、これを解決できれば何とか残せるんじゃないかというご意見を受けていますというお話はよくしております。少しずつ話し合いを進めて、みんなで共通認識を持って、改めてまたお願いしていきたいと考えております。</p>
<p>F 委員</p>	<p>それから 1 点、非常に私どもも便利になったということは、おとしは屋敷林の落ち葉、12 月 6 日以降は清掃の方が持っていかなかったんですね。去年はとても私どもは感謝しているんですけれども、電話をかければ小型のトラッ</p>

	<p>クで、うちはたしか 10 回ぐらい来ていただいたんじゃないですか。去年はとても助かりました。燃せばダイオキシンが出るとか。以前は幼稚園とか小学校の生徒が取りに来て、ヤキイモをやるからくださいということでしたけれども、今は木の葉もダイオキシンが出るから、どこもそういう人はいないんですよ。去年はちょっとたまとすぐ取りに来ていただいて、大変助かりました。課長さん、そこにおりますけれども、ありがとうございました。</p>
<p>会長</p>	<p>今、固定資産税のお話が出たんですが、この条例ですと、第 4 条にいろいろ都市緑地法の関係の地区、地域というのが書いてあるわけですね。例えば特別緑地保全地区であるとか、次の行の緑化施設整備計画とか、こういう網と申しますか、一応制度絡みで固定資産税の減免とかいうものは法律で明記されていますから、受けることができるわけです。ただ、こういった制度に対してのご協力を仰がないと、そういう優遇措置は受けられないということですね。かなり強力なもので、「積極的に推進しなければならない」というこの文章を国のお役人も見まして、きついねと言っていましたから。</p>
<p>F 委員</p>	<p>それでも、もと畑のところに植木を植えれば 1,000 分の 1 ということはちょっとおかしいんじゃないですか。よく私もその話をすると、固定資産税は都税だと言うけれども、杉並区に半分以上戻ってくるんですよ。区議会議員の先生もここにいらっしゃいますけれども、戻りが 50 何%、私は都ので調べたんですから。だから、一般の人に言うと、固定資産税というのは都税だから杉並には関係ないんだとよく言われますけれども、半分以上戻ってくるんですよ。</p>
<p>会長</p>	<p>じゃ、ありがとうございました。</p> <p>では、最後に「東京外かく環状道路（外環）について」という随分重い報告の名前があります。どうぞ事務局からご説明をお願いします。</p>
<p>調整担当課長</p>	<p>東京外かく環状道路について、私からは 1 の外環の概要について説明させていただきます。</p> <p>外環でございますけれども、皆さんご承知のとおり、都心からほぼ 15 キロメートルの圏域を結ぶ総延長 85 キロメートルの環状道路でございます。資料 1 の 2 ページの下部分をごらんになっていただきたいと思うんですけれども、そこに外環の図面が載っております。この中で赤い点線の部分が今計画の具体化が進んでいる部分で、関越道の大泉ジャンクションから東名高速のジャンクションまで約 16 キロの区間が今計画の具体化が進んでいるということでございます。</p> <p>この外環なんですけれども、首都圏から地方へ延びる高速道路、例えば東名だとか、関越だとか、そういった放射状の道路は整備されておりますけれども、都心にどうしても交通が集中すると。環状方向の道路の整備が十分行われていないということで、今整備が求められている状況がございます。環状道路の役割というのは、都心に用のない交通をバイパスさせる機能を持っているということでございます。</p> <p>杉並区における計画の概要でございますけれども、またこの表紙を見ていた</p>

だきたいと思うんですが、都市計画決定については昭和41年7月30日、都市計画は2つございます。1つは都市高速道路外郭環状線、高速道路の部分ですね。高架となっていて、幅員は23メートル。あと、地上にその幹線道路がございます。幹線街路外郭環状の2、いわゆる外環の2と言われている部分で、幅員が40メートルから58メートルございます。計画延長等は記載のとおりでございます。

こういった計画が昭和41年にされたということで、次に、現在までの経緯について説明させていただきます。これについては、昭和41年7月に都市計画決定がなされました。その後、沿線の住民の方々から反対運動が起こりまして、昭和45年10月に当時の建設大臣が「地元と話し得る条件が整うまでは強行すべきではない」と、いわゆる凍結の宣言がなされ、その後、30年以上凍結されたままでございました。その後、平成13年4月に国と東京都より現計画、高架の計画を地下構造に変更するという東京外かく環状道路の計画のたたき台が公表され、その後、平成15年1月と3月に「東京外かく環状道路に関する方針」が公表されております。

これを受けて、平成15年6月に「青梅街道ICに係る杉並区の方針」が出されました。これは簡単に申し上げますと、青梅街道インターチェンジの設置については区としては反対であるということでございます。その後、15年7月に環境影響評価方法書の公告縦覧、平成16年1月に沿線の環境調査を開始、17年5月に環境の現地観測結果の公表がされております。

17年9月に計画の具体化に向けての国等の考え方が公表されております。これは資料2になります。ちょっと厚手の紙の1枚紙でございますけれども、資料2をごらんになっていただきたいと思っております。

ちょっと読み上げるような形で説明させていただきます。前文の2段目の段落で、「今般、これまでの検討を踏まえ、外環の整備による首都圏の交通渋滞や環境の改善、経済効果、都市再生に果たす役割等から、沿線地域をはじめ首都圏全体として、外環の必要性は高いと判断し、計画の具体化に向けた考え方をとりまとめた。」ということで、一番大事なところはインターチェンジでございますけれども、都市計画上は5つのインターチェンジがございましたが、周辺の交通状況や利便性、地元の意向等を踏まえて、この3つのインターチェンジ、目白通り、青梅街道、東八道路の3カ所のインターチェンジを設置し、残りの2カ所については設置しないという案となっております。

ちょっとまたこの裏をごらんになっていただきたいと思うんですけれども、図面が載っております。一番左が東名ジャンクション、一番右側が関越道の大泉ジャンクション、この間を地下にするということで、真ん中に図面がございますけれども、縦断イメージ、本線が地下の中を走って、中央ジャンクション、東八道路インターチェンジのところと青梅街道インターチェンジのところは地上に出るランプがつくと。青梅街道インターチェンジについては、練馬区内にあるだけのハーフインターチェンジになってしまったということで、関越方向

<p>環境課長</p>	<p>の乗りおりはできますけれども、東名方向の乗りおりはできないというハーフインターチェンジになっております。</p> <p>若干補足をさせていただきたいと思うんですけれども、資料3をごらんになっていただきたいと思います。今までの経緯の概要について説明させていただきましたが、現段階、どの段階にあるかといいますと、構想段階が平成17年9月に終わりました、計画段階に進んでおります。今の段階は計画の具体化と環境への影響の予測、保全措置の検討を国と東京都が進めているという段階でございます。</p> <p>この後、環境課のほうから説明があると思いますけれども、18年2月に東京外かく環状道路、環境への影響と保全対策というのが公表されました。そのベースになっている図面なんですけれども、資料5をごらんになっていただきたいと思います。</p> <p>環境への影響と保全の対策のもとになっている図面がこの3枚の図面でございます。立教女学院のところから、シールドトンネルということで、大深度地下を利用して立教女学院の下を通りまして、次のページをごらんになっていただきたいと思います。武蔵野市の地下をずうっと進みまして、杉並区内では東京女子大の近く、善福寺地区を通ると。また次のページをごらんになっていただきたいと思います。杉並区の善福寺地区の地下から、青梅街道を過ぎたところから地上の部分が出てきます。地上のインターチェンジの部分が出てきます。⑧-⑧というところで断面図が左上に載っておりますけれども、下の部分に丸くシールドが2つあって、外環の本線が2つあります。上の部分にインターチェンジのONランプ、インターチェンジのOFFランプ、両脇には連結の併設道路がございます。これが外環の計画概念図でございます。</p> <p>簡単ではございましたが、以上で外環の概要について説明を終わらせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、環境への影響と保全対策についてご説明申し上げます。</p> <p>資料の3でございます。今、調整担当課長のほうからご説明がありましたけれども、この中で「現在はこの段階です」というマークがついていると思うんですが、環境影響評価につきましては、先ほどの説明の中にもございましたけれども、平成15年に環境影響評価の方法書が出されております。それに対しまして、平成15年10月、杉並区長から意見書の提出という形で、この審議会のご意見もいただきまして、意見書を提出してございます。その後、環境の現地調査がありまして、今現在、この環境への影響の予測、保全措置の検討の調査書が出されたところでございます。その後、環境影響評価の準備書、評価書という形で進んでいくものと考えております。</p> <p>資料の4でございますけれども、これは国交省並びに東京都のほうから示されたもので、私どももまだ詳しい説明を受けているわけではございませんので、一応この中で整理されているものについて、こういった形で整理されているかということだけご説明したいと思います。</p>
-------------	--

まず、8ページをお開きいただきたいと存じます。「環境保全の基本的な考え方」ということで、ここにいろいろとイラストも入ってございますけれども、こういった考え方で整理されているものでございます。大深度地下を使う、環境施設帯を使う、周辺環境に調和した計画としていく、事業実施の段階でもモニタリングを実施する、最新の技術開発の適用を考えていくということでございます。

それから、9ページからでございますけれども、ここは大気質についての調査だと思います。9ページのところが自動車の走行にかかわる影響でございます。

その次の11ページでございますけれども、これは換気所、空気を取り入れる換気口ですけれども、換気所を設置した場合の影響について説明がなされてございます。

15ページになりますと、ここから騒音についての説明が記載されてございます。15ページは自動車の走行にかかわる騒音の影響でございます。

その次、17ページは、換気所を共用した場合の騒音の影響について説明をしたものでございます。

21ページ、ここから振動についての説明になってございます。21ページが自動車の走行の影響についての調査でございます。

22ページでございますけれども、ここに換気所を共用した場合の結果が記載してございます。これはちょっと細かく説明していると時間がないものですから、一応全部見ていきますと、二酸化窒素、S P M（浮遊粒子状物質）、騒音、振動、すべて環境基準以下という形で予測されているものでございます。

それから、25ページからですけれども、ここから工事中の影響ということになります。大気、騒音、振動の影響が25ページから記載してございます。粉じん、二酸化窒素、S P M、騒音、振動、すべて基準値以下と予想されているものでございます。

33ページ、ここは低周波音についての予測がされてございます。これは参考値がございまして、予測では参考値を下回るという結果になっているものでございます。

35ページ、その次のページですけれども、ここに水循環、地下水位への影響の予測がされてございます。この中でちょっと地図が記載してございますけれども、浅層地下水と深層地下水の影響を見えています。この地図で、左の地図のほうが浅層地下水への影響、右側が深層地下水への影響ということで、ここに色が、例えば浅層地下水のほうですと黄色くなっているところが水位の変化があるところでございます。水位の変化量が左側に記載してございますけれども、若干の水位の変化があると。それから、深層地下水の場合も一部そういったところがございます。これは環境保全対策を実施しますと、影響がほとんどなくなっているというふうに見るものでございます。

実際にその保全対策がどういうものかというのが37ページに記載してござ

<p>会長</p> <p>環境課長</p>	<p>います。これは主に浅層地下水の部分ですけれども、こういった形で地下水の流動保全施設帯、通水部のようなものをつくるといったイメージでございます。特に青梅街道インターチェンジ周辺というところが一番左下にありますが、幅1メートルの集水・涵養部を設置した場合、40メートルごとにこういったものをやるといったイメージになりますと、先ほどのように影響がなくなるという予測になってございます。</p> <p>それから、動植物生態系については39ページでございます。ここに動物、植物についての予測がされているものでございます。</p> <p>その次の41ページは景観に対する影響で、実際のイメージ図をつけてございます。42ページの一番左下が青梅街道インターチェンジ周辺ということで、この換気塔がによきと出ていますけれども、こんなような形になるというものでございます。</p> <p>43ページが地質及び地形に対する影響ということですが、みどりへの影響などもこちらのほうで予測されているものでございます。</p> <p>44ページですけれども、ここに日照障害、電波障害、緑の量への影響というものが記載されてございます。ちょっと詳細についてはごらんになっていただきたいと思います。</p> <p>今後の予定なんですけれども、国交省並びに東京都のほうの説明では、年内には環境影響評価の準備書を作成しまして、関係区市町から意見を求めると申してございます。そのため、その段階で当審議会に諮問などをするような形をとりまして、区長あてに意見をいただくような手続きになるかと思っておりますので、まだ時間がございますけれども、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>したがって、この資料はその前段階のものと考えてございまして、私どもで詳しい説明はできませんけれども、もしご質問等があれば、ファクスやメール等でも結構でございますので、環境課あて、あるいは直接、外環の道路調査事務所というのがございますので、そちらでも結構だという話ですので、そちらのほうにお問い合わせいただいてもよろしいかと思っております。また、環境課のほうにいただければ、東京都あるいは国交省のほうに投げかけてみたいと考えてございます。</p> <p>それで、この外環にかかわる意見を聞く会というのがございまして、実は本日ですけれども、夜の6時から8時半までということで、西荻の地域区民センターで実施することになってございます。ここに国交省の担当が来て説明していただけたと思いますので、関心のある方はそちらにもご参加いただければと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>じゃ、きょうはこれを持ち帰って、各委員の方々は読んでくださいと。さっきの資料3のところにも「ご意見をお聴きします」というのが今の段階のところを書いてあるんですけれども、これは今課長が言われたように、国交省の事務所のほうに意見をしろということなんですか。</p> <p>先ほど申し上げましたように、本日、説明会もございますので、そちらでも</p>
-----------------------	---

<p>会長</p>	<p>直接話が聞けるかと思うんですが、問い合わせ先がこの資料1の冊子の一番後ろのところに記載してございますので、こちらに聞くのが一番正確な答えが返ってくるのだろうと考えております。</p> <p>じゃ、きょう資料をお配りになった動機というのは、各自勉強しろということと、次の段階で何かいろいろ出てきたときには、公式に皆さん方からご意見をいただいたものをまとめて出さなきゃいけない。そういうチャンスは当然あるわけですね。</p>
<p>M委員</p>	<p>では、皆さん方のご意見をちょっとちょうだいして。</p> <p>地元ですとこの問題にはかかわっているものですから、皆さんの予備の知識となるようなことを、本当は細かいこともいろいろ言われているんですが、一番大きなことをまず申し上げたいと思うんです。</p> <p>この一番最初に概要というので書いてありますように、昭和41年に決定されたものが①と②で2つあるんです。都市計画決定、①は高速道路、②は幹線街路となっているんですが、おわかりいただけるでしょうか。それで、ここでも取り上げられているのは高速道路の部分でして、それが地下になるということで今まで話をされていたんですが、結局、②のほうも実は生きているということが最近になって表に出てきました。地下にするのは地上に影響を与えないためだという説だったんですが、それはそれとして地下につくりませんが、地上にも幅40メートルの道路は都道としてつくる計画でありますという話が現在進んでいます。信じられないことなんですが、結局、地下と地上に道路をつくるということが話されていますので、影響評価は分離して話を持ってきましたけれども、そのことを頭に入れて、この道路の計画が進んでいるということはよく考えていただかないと、環境の変化という点では大きく差が出てくると思います。</p> <p>それからもう1つは、ここに大変立派なまとめが出てきているんですが、これの方法書というのが3年前に出まして、ここで答申をしたと思うんです。そのときに委員だった方はご存じかと思うんですが、後からになりました私などもそうですが、そのときに出された図面、このような道路をつくりますという図面なんですが、路線図としてはここで出されましたこの3枚の非常に明確な路線があるんです。ところが、地下の図といいますのは、この紙に書いてありますように、ちょっとメモ用紙にササッと書いたような図面しか出されていなくて、これで環境影響評価の最初の方法書というのが問われて、もうその手順に乗って、この次の準備書というのが問われるようになりますので、この問題に関心を寄せている者の中では、そもそもこのアセスメント自体がきちんとした地下の図面を出していないので、有効性が疑わしいというところから問題にしているということはよくご理解いただいて、検討いただきたいと思います。</p> <p>ひとまずこのことだけは頭に入れておいていただきたいと思って、ちょっとお伝えいたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにございますか。</p>

T委員	<p>よくニュースで外環、外環と言われていて、私も細かくわかりませんでしたけれども、今お話がありましたものですと、地下のこれについてのものとおっしゃいましたよね、この環境影響評価とか。その上にもう1つ幅40メートルの道路ができるというのはここの中には何もないですよ。そういうのはどこでどうやって知ることができるのでしょうか。</p>
調整担当課長	<p>まず、詳しく説明しますと、最初にまとめの「現在までの経緯の概要」の中で、平成15年1月と平成15年3月に国が方針を出したんですね。それはちょっときょうはつけておりませんが、その最初の方針の中で、15年の3月に国と東京都とが出した方針の中では、外環の2についてはこういう書き方をしています。「地元において地上整備の方向が定まった場合、大深度区間であっても、地元の意向を踏まえながらその整備を支援していくものとする」と。なお、青梅街道から目白通りについては、地元の意向を踏まえながら地上部街路の設置を検討するというので、15年3月の方針では、練馬区の区間については地上部街路については設置するということをはっきり言っておりまして、杉並に絡む部分については地元の意向を踏まえながら整備を支援していくというような表現でしたね。</p> <p>それが今度の計画の具体化に向けての考え方の中では、外環の2については全然もう書かれていないんですよ。何度か西荻地域区民センターで外環に関する説明会があったんですけども、そのときに東京都はこういうパンフレットを配ったんですね。「外環の地上部について」というパンフレット。その中では、東京都では改めて現在の都市計画の内容を地域の皆さんにお示しし、高速道路の外環を地下化した場合の地上部の取り扱いについては、今後、皆さんの意見を聞きながら具体的な検討を進めてまいりますということなんですけれども、現時点でうちのほうで「どうなっているんですか」という問い合わせをしたところ、現段階ではまだ検討を進めていると。具体的なものはまだ固まっていないというような状況でございました。</p> <p>ただ、ちょっと説明が長くなるんですけども、この「環境への影響と保全対策」では外環の2についてはあるものとして、外環の2があったほうが環境に対する影響が大きいので、これでは外環の2があるという前提で影響と保全対策を検討しているという話は聞いております。以上です。</p> <p>失礼しました。外環の2ではなくて、青梅街道インターチェンジの連結路、その部分の影響についてはこの環境影響評価の中でカウントしているというような話です。</p>
T委員	<p>ちょっと私もどこがどうなっているのか、この地図だけではよくわかりませんが、全体像とか、この1と2の関連とか、影響評価も両方が相乗的に、例えば地下水ですとか、動植物、大気、騒音ですとか、1つだけと全然違いますよね。素人考えで言っても、多分違うのではないかと思うんです。そういう全体を知りたいと思ったときには、どこでどういうふうに資料を手に入れられるのでしょうか。見るのでしょうか。</p>

調整担当課長	<p>といたしますのは、ここの審議会のご意見もいただきたいということがありまして、杉並の審議会としてきちっと責任を持って意見を述べるということになれば、多分生活的にもいろんな点にすごく大きな影響があるものですから、わからないで意見を述べるということはやほりできないのではないかと私は思っております。本当に細かいところまでとは言わなくても、ある程度の全体像、これからどういうことが行われていくかということをもまず知りたいという非常に単純なことなんですけれども、それについていかがでしょうか。</p> <p>この「環境への影響と保全対策」がなぜ出てきたかという話で説明したいんですけれども、国と東京都の説明ですと、今まで意見を聞く会を何度かしたと。その際、住民の方々から具体的な環境への影響と保全対策はどう考えているかという質問がかなり出たわけなんです。それに答えるためにこういった資料をつくったと聞いております。ただ、これは先ほど環境課長が説明したとおり、環境影響評価そのものではございませんから、環境アセスとは別のものですから、当然、環境アセスの段階では都市計画の変更の案と環境アセスが同時に出てくると。それを見ていただいて判断していただくという形になるかと思えます。</p>
会長	<p>どこが保有していて、どこへ行けばそれが入手というか、聞けるかという単純なご質問なんですけどね。</p>
環境課長	<p>済みません。一応先ほども申し上げましたけれども、この資料1の一番後ろに問い合わせ先が記載してございます。この中に外環調査事務所というのがございまして、こちらが所管しているものです。今回の資料の4ですけれども、「環境への影響と保全対策」についてのバックデータについても、すべてここで見せてくれることになってございます。</p>
M委員	<p>もう1つ質問なんですけど、今、環境アセスではないというふうにおっしゃったかと思うんですけれども、例えば方法書がもう縦覧されて、区長からも意見書が提出されて、次に準備書がまた要求されてきますというのでは、アセスではないとしたら何なのでしょう。これはアセスの手続きの一環かと理解しているんですが。</p>
環境課長	<p>資料の3をもう一度ごらんいただければと思うんですけれども、この中でアセスの手続きというのは、この四角で囲んだところが正式なアセスの手続きになってくるものです。通常ですと、今回出されたような資料は出ないんですけれども、今現在、国や東京都の説明ですと、P I、パブリック・インプルーブメントの方法で、できるだけ地元の方の意見を取り入れながらやるということで、これをさらに加えたということになります。ただ、全く環境影響評価と関係ないと言うと語弊がありますので、やはりこれが1つのベースになってきて、準備書になってくるんだろうと考えてございます。</p>
M委員	<p>そうしますと、確認しますと、現在、環境アセスの手順の1つとしてやっているけれども、この「環境への影響と保全」というのは、国交省のほうが通常以上の心遣いとして提出したものですという意味でこれがアセスではないとい</p>

<p>環境課長 会長</p>	<p>うことで、アセスの項目にはないけれども、つけて出したのですよという意味でおっしゃったということでしょうか。</p> <p>国はそういうような説明をさせていただきます。</p> <p>ほかにございますでしょうか。</p> <p>じゃ、また事務局のほうで相手の進みぐあいによって、密度の濃い資料を入手するとか、皆さん方に配付するとか、それと勉強を兼ねて、その後、審議会のいろいろな形での議題になったりとかいうことになって、意見を述べる機会が出てくるわけですね。</p> <p>では、きょうのところはこの程度でよろしゅうございますね。どうもありがとうございました。</p> <p>じゃ、時間が過ぎておまして、申しわけございません。その他ということで、ご説明をお願いします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>その他というか、今現在の委員での審議会につきましては、次回、5月で最後になりますので、場合によってはまた継続してお願いする場合もあるかと思えますけれども、本当にどうもありがとうございます。次回が一応最後ということで、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>会長 環境課長</p>	<p>それから、中継所周辺の住民の健康ということ……。</p> <p>失礼いたしました。これは前回の審議会で副会長のほうからご要望をいただいたもので、杉並の中継所のモニタリングの報告をしたときに、実際に疫学データはどうなんだということでご要望がございましたので、これは保健所のほうでつくっていただいたものの資料でございます。参考に配付させていただきました。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしゅうございますね。</p> <p>では、次回の日程ということで調整させていただきますが、恐縮でございますけれども、1案が5月18日の木曜日午後2時から、2案が5月22日の月曜日午前10時から。ご都合の悪い方は挙手をお願いしたいんですが、5月18日にご都合悪い方——3人。22日にご都合悪い方……。</p> <p>じゃ、5月22日の午前10時からお願いしたいと思います。</p> <p>どうもきょうは遅くまでご熱心にありがとうございました。これをもちまして閉会にさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(終 了)</p>